

かゝる現今の情勢、今後の經濟的動向の見透し並びに其れの産業、企業の特種條件、力の關係に基づき、左の方針により闘争の展開をなさなくてはならぬ。

二、闘争の様式

一、一般産業（中小企業）

資本が劣弱にして、政治的な援護の薄き中小企業は最も動搖し易きものであつて、最悪なる労働條件は此等の企業經營の重要な要素である。一方資本の劣弱を補ひ企業相互間の競争を可及的に排除し、企業の安全を計からんとして、同業組合の設立又は強化を計かつてゐる。政府も又日本の産業の大半を占める此等の企業の安定によつて、經濟的動搖を防ぐために、同業組合の強化に、或は法的に、或は財政的に、擁護強化を計かつてゐる。従つて吾等の闘争形態は左の如くである。

1、事業主組合との闘争

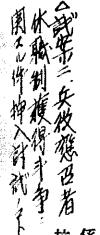
イ、團體協約の獲得

ロ、八時間労働制の実施

ハ、最低賃銀制の獲得

ニ、兵役應召者の休職制實施

ホ、其他



二、輸出産業（中小企業）

吾國の輸出産業は大企業たると中小企業たると其のいづれにおいても低き労働條件を以つて武器としてゐる。就中中小企業においては大企業の如く政治的な支援に薄き關係と企業相互の競争はより、雇勞働條件の低下によつて對抗してゐる。國際的競争の激化せる中に、輸出の躍進を期してゐる彼

1、カルテル及トラストに対する闘争

2、全部面勵員の爲の闘争

3、個々の闘争

4、反動教育並に反動勢力の撲滅

5、公用團體の労働組合化

6、社員會、健康保險組合、共済組合等の自主化

7、其他は一と同じ

8、利潤統制の爲の闘争

9、軍需産業

10、金融資本の直接的支配下にある太企業は凡ゆる産業中最も強力である、産業合理化、機械化は完備し労働の榨取率は最も高い。

資本の組織的力の強大さとその政治的庇護とは、労働者の組織と其の闘争を進展せしむる上に幾多の困難を伴ふ。然し乍ら此の困難を克服して闘争を伸展せしむることの必要は決定的に重要である。

従つて今日、吾等の陣営と、資本の力との均衡の上にたつて、先づ大企業の労働者層の中に組織の根幹を置くため

- 2、個々の闘争
- 3、政治的社會的闘争
- 4、週休並に八時間労働制の要求
- 5、最低賃銀制の獲得
- 6、解雇退職手當の制定並に獲得
- 7、臨時工制度の撤廃の闘争
- 8、工場内の諸設備の改善要求
- 9、労働強化反対の闘争
- 10、労働組合の公認のための闘争
- 11、満十六歳未滿の幼年労働者の使用禁止
- 12、工場法鑑業法其他労働法規違反の徹底的取締要求
- 13、兵役應召者の休職制獲得
- 14、其他